

※年度途中から保育 を受けたい方 (待機登録)

年度途中から保育利用を希望する人は、4月1日以降、随時申込みを受付けています。ただし、各保育施設等には定員があるため、定員に空きがない場合は保育の利用はできません。

○申込受付期間

・令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

土日祝除く 平日 午前8時30分～午後5時15分まで

・随時受付けています。市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)へお申込み(待機登録)ください。

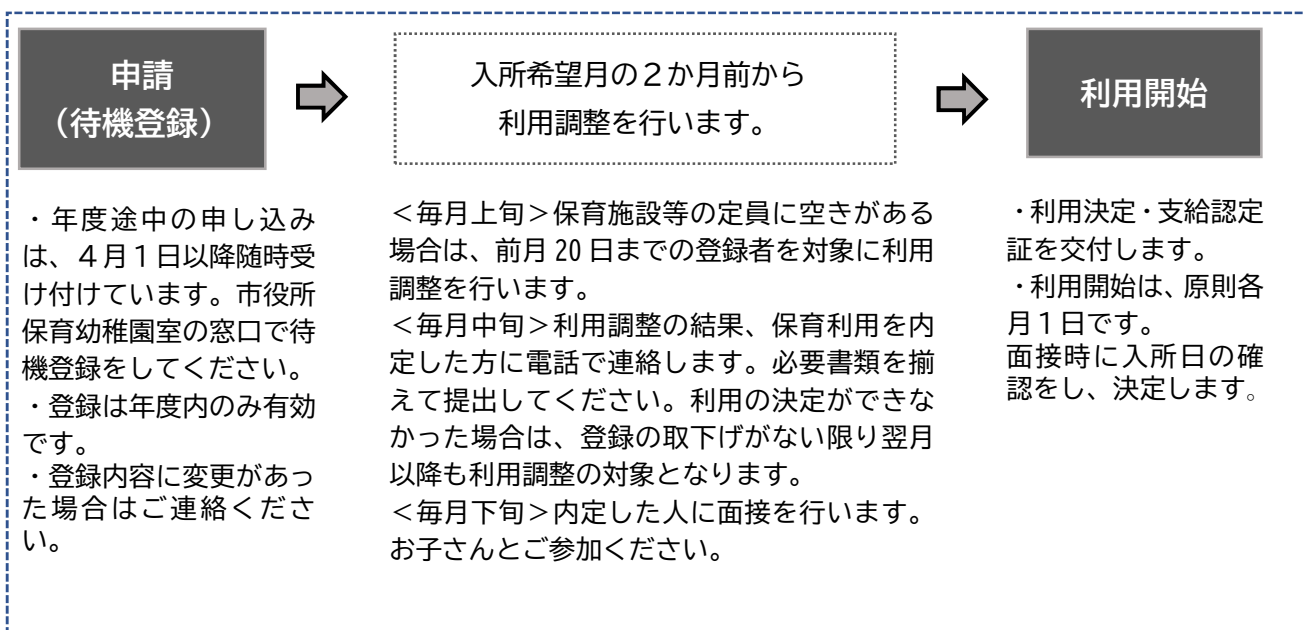
※調整は入所希望月の2か月前から行います。



○保育利用対象児童

平成31年4月2日以降に生まれた児童で、保育利用開始日に満6か月以上であり、保護者・児童とも名張市に住民登録のある方。

○申込みの流れ



○申込みにあたっての注意点

- ◆妊娠・出産要件等、期間限定で保育の利用をする場合は、利用期間終了後継続して保育利用はできません。引続き利用を希望する場合は、待機登録(教育・保育給付認定の申請)が必要です。
- ◆申込み時点で名張市に住民票がなくても申し込んでいただけますが、転入するまでは「仮認定」となり、利用開始日の前日までに住民登録がない場合は、利用の決定をしても取消しになります。なお、令和6年1月1日時点または令和7年1月1日時点で名張市に住民票がない場合、転入前の市役所等で所得の申告が必要となりますので、P20をご覧ください申告を済ませておいてください。
- ◆転入前に保育施設を利用していた方は、教育・保育給付認定証(2号又は3号認定)の写しを添付してください。